

【第10次大分市交通安全計画体系図】(案)

第10次交通安全基本計画 (中央交通安全対策会議)

第10次大分県交通安全計画
(平成28年度から平成32年度の5年間)

第10次大分市交通安全計画
(平成28年度から平成32年度の5年間)

道路交通事故のない社会を目指して

最終年度の平成32年度までに

鉄道事故のない社会を目指して

踏切障害事故のない社会を目指して

第9次大分市交通安全計画の目標

- ① 年間交通事故死者数を14人以下に抑止する。
- ② 年間交通事故死傷者数を3,500人以下に抑止する。

道路交通事故の安全についての本市目標

- ① 年間交通事故死者数を12人以下に抑止する。
- ② 年間交通事故死傷者数を2,500人以下に抑止する。

- 全国目標
- ① 死者数を2,500人以下にする。
 - ② 死傷者数を50万人以下にする。
- 大分県目標
- ① 交通事故死者数 39人以下を目指す。
 - ② 交通事故死傷者数 5,900人以下を目指す。

鉄道交通の安全についての目標

- ① 乗客の死者数ゼロを目指す。
- ② 運転事故全体の死者数減少を目指す。

踏切道における交通の安全についての目標

踏切道における交通の安全と円滑を図るための措置を総合的かつ積極的に推進し、踏切障害事故の発生を極力防止する。

道路交通事故の安全についての対策

6つの視点

- ① 高齢者及び子どもの安全確保
- ② 歩行者及び自転車の安全確保
- ③ 生活道路における安全確保
- ④ 「ちょっと長めの車間距離ゆとり運転運動」の推進
- ⑤ 地域ぐるみの交通安全対策の推進
- ⑥ 先端技術の活用推進

9つの柱

1 道路交通環境の整備

- ① 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ② 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
- ③ 幹線道路における交通安全対策の推進
- ④ 交通安全施設等の整備事業の推進
- ⑤ 歩行者空間のバリアフリー化
- ⑥ 無電柱化の推進
- ⑦ 効果的な交通規制の推進
- ⑧ 自転車利用環境の総合的整備
- ⑨ 高度道路交通システムの活用
- ⑩ 交通需要マネジメントの推進
- ⑪ 災害に備えた道路交通環境の整備
- ⑫ 総合的な駐車対策の推進
- ⑬ 道路交通情報の充実
- ⑭ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

- ① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ② 効果的な交通安全教育の推進
- ③ 「ちょっと長めの車間距離ゆとり運転運動」の推進
- ④ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ⑤ 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- ⑥ 住民の参加・協働の推進

3 安全運転の確保

- ① 運転者教育等の充実
- ② 運転免許制度の改善
- ③ 安全運転管理の推進
- ④ 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
- ⑤ 交通労働災害の防止等
- ⑥ 道路交通に関連する情報の充実

4 車両の安全性の確保

- ① 車両の安全性に関する基準等の改善の推進
- ② 自動車アセスメント情報の提供等
- ③ 自動車の検査及び点検整備の充実
- ④ リコール制度の充実・強化
- ⑤ 自転車の安全性の確保

5 道路交通秩序の維持

- ① 交通の指導取締りの強化等
- ② 交通事故事件等に係る適正かつ綿密な捜査の一層の推進
- ③ 暴走族対策の推進

6 救急・救助活動の充実

- ① 救急・救助体制の整備
- ② 救急医療体制の整備
- ③ 救急関係機関の協力関係の確保等

7 被害者支援の充実と推進

- ① 自動車損害賠償保障制度の充実等
- ② 損害賠償の請求についての援助等
- ③ 交通事故被害者支援の充実強化

8 研究開発及び調査研究の充実

9 高齢者交通安全対策の充実強化

- ① 高齢運転者の「代替交通手段」確保の推進
- ② 運転免許自主返納支援制度の充実
- ③ 高齢者に対する交通安全教育の推進

鉄道交通の安全についての対策

視点

重大な列車事故の未然防止

5つの柱

1 鉄道交通環境の整備

2 鉄道交通の安全に関する知識の普及

3 鉄道の安全な運行の確保

4 鉄道車両の安全性の確保

5 救急・救助活動の充実

踏切道における交通の安全についての対策

視点

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

4つの柱

1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

3 踏切道の統廃合の促進

4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

参考

【交通安全対策基本法】

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

【大分市交通安全対策会議条例】

第1条 交通安全対策基本法第18条第1項の規定に基づき、交通安全対策会議を設置する。